

## 静岡県立清水東高等学校サッカー部後援会 会則

### (名称)

第1条 本会を静岡県立清水東高等学校サッカー部後援会と称する。(以下本会と呼ぶ。)

### (所在地)

第2条 本会の事務所を静岡市清水区秋吉町5-10 静岡県立清水東高等学校内に置く。

### (目的)

第3条 本会は静岡県立清水東高等学校サッカー部の発展強化を物心両面にわたって援助するとともに、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

- 2 本会は清水東高等学校サッカー部OB会、同父母会と共に、「スポーツを通じて将来、社会におけるあらゆる分野でリーダーとして活躍できる人材を育成する」という特定非営利活動法人MBAスポーツクラブの理念を共有し、その実践においては連携して取り組む。

### (会員)

第4条 本会は次の会員で構成される。

- イ 個人会員：第3条（目的）に賛同する個人
- ロ 団体会員：第3条（目的）に賛同する事業所・団体・法人等

### (会費)

第5条 会費は次のとおりとし、毎年末日までに「清水東高等学校サッカー部後援会本部基金」に振り込まれるものとする。

- イ 個人会員：(1口) 3,000円
- ロ 団体会員：(1口) 10,000円

### (会議)

第6条 会議は総会および理事会とする。

- イ 定期総会は、毎年6月末までに開催し、理事会報告事項を審議承認する。
- ロ 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する。
- ハ 理事会は、会長が認めたとき招集する。理事会は各会の連絡機関であるとともに、日常業務の決定機関とする。
- ニ 総会の議長は会長がその都度指名する。
- ホ 理事会の議長は会長が当たる。
- ヘ 会議の決定は満場一致を原則とするも、万一やむを得ないときは採決し、出席者の過半数で決定する。

### (役員)

第7条 本会役員は次のとおりとする。

- イ 会長 1名
- ロ 副会長 理事の中から若干名
- ハ 理事 第4条（会員）の中から5名以上
- ニ 監事 2名
- ホ 顧問（校長を含む。） 若干名を置くことができる。
- ヘ 事務局員 若干名

（役員を選出と任期）

第8条 役員を選出と任期は次のとおりとする。

- イ 役員は、理事による選考委員会で候補者を推薦し、理事会、総会の承認をもって決定する。
- ロ 監事、事務局員は会長が委嘱する。
- ハ 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

（役員職務）

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- イ 会長は会を統括し、総会及び理事会を収集する。
- ロ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代行する。
- ハ 理事会は会の運営を企画し、執行する。
- ニ 事務局員は会計を兼務し、理事会及び総会等の会議の準備や日常事務をつかさどる。必要に応じて、理事会、総会決議に基づいて報酬を受け取ることができる。

（会計）

第10条 会計は次のとおりとする。

- イ 本会の会計を「清水東高等学校サッカー部後援会本部基金」と称し、会費及び寄付金で運営する。
- ロ 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
- ハ 諸帳簿を備える。

（会則改正）

第11条 会則改正は、総会出席者の過半数をもって決定する。

附 則 本会則は昭和35年4月1日から施行する。

令和3年4月29日 一部改正・施行